資料３－１

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

「労災保険制度の在り方に関する研究会」の中間報告書について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労災保険制度の在り方に関する研究会

1　趣旨・目的

労災保険制度は、業務上の災害発生に際し、事業主の補償負担の緩和を図り、労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保するために昭和22年に制定され、近年は、二次健康診断等給付の創設（平成12年改正）、複数就業者の増加等を踏まえた通勤災害保護制度の拡充（平成17年改正）、船員保険の被保険者を適用対象とする改正（平成19年改正）、複数業務要因災害に関する保険給付の創設（令和２年改正）等、それぞれの時期における社会的ニーズに対応した改正を重ねてきた。

一方、女性の労働参加の進展や更なる就労形態の多様化等、労災保険制度を取り巻く環境は常に変化を続けている。

このような状況を踏まえ、労災保険制度の現代的課題を包括的に検討することを目的に、「労災保険制度の在り方に関する研究会」を設置した。

2　構成員

◎ 小畑 史子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）
笠木 映里（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
小西 康之（明治大学法学部教授）
坂井 岳夫（同志社大学法学部教授）
酒井 正　（法政大学経済学部教授）
地神 亮佑（大阪大学大学院法学研究科准教授）
中野 妙子（名古屋大学大学院法学研究科教授）
中益 陽子（亜細亜大学法学部教授）
水島 郁子（大阪大学大学院高等司法研究科教授）

（◎座長）

3　開催状況

令和６年12月24日 第１回　労災保険制度の在り方に係るフリーディスカッション（キックオフ）

令和７年２月４日　第２回　労災保険制度の在り方について（給付関係等）
→**遺族（補償）等年金**
災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効

２月21日　第３回　労災保険制度の在り方について（給付関係等）
→**遺族（補償）等年金　―生計維持要件―**
遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額
社会復帰促進等事業

３月12日　第４回　労災保険制度の在り方について（適用関係等）
→労災保険法の適用範囲（総論）
特別加入
家事使用人に係る災害補償・労災保険適用
暫定任意適用事業

４月４日　第５回　労災保険制度の在り方について（徴収関係等）
→メリット制
労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題

５月30日　第６回　労災保険制度の在り方について（給付・適用・徴収等関係）
→給付・適用・徴収等の個別論点のうち議論を深めていただきたい点

６月18日　第７回　労災保険制度の在り方について（給付・適用・徴収等関係）
→論点整理

７月29日　第８回　**中間報告書とりまとめ**

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅰ　労災保険制度における適用関係について

1　適用関係総論

○　強制適用の範囲

①　労働基準法が適用される労働者以外の就業者で、強制適用とすべき者はいるか

〔意見概要〕

労働基準法が適用される労働者以外の就業者に労災保険法を強制適用することについては、将来的に検討課題とし得るとの意見と慎重に検討するべきとの意見に分かれた。

②　保険料は誰が負担すべきか

〔意見概要〕

労働者以外の就業者に労災保険を強制適用する場合の保険料負担について、発注者やプラットフォーマーに拠出させることも検討し得るとの意見と、当事者間の契約の自由に委ねるべきことや報酬への転嫁リスクがあること等を理由に適当でないとする意見に分かれた。

〔結論〕

以上の議論を踏まえれば、現状においては、労災保険法の強制適用の範囲を労働基準法が適用される労働者以外の就業者にも拡大することについては、なお、多くの議論の余地がある。労災保険法の強制適用の範囲については、労働基準法上の「労働者」に関する概念の議論も踏まえつつ、労働基準法との関係も含めた労災保険制度の位置づけと保険料負担の在り方も含め、専門的な見地から引き続き議論を行う必要がある。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅰ　労災保険制度における適用関係について

2　家事使用人への災害補償責任及び労災保険法等の適用

○　労働基準法の災害補償責任及び労災保険法等の適用について

〔意見概要〕
家事使用人に労働基準法が適用される場合には、災害補償責任及び労災保険法も適用することが適当とすることについては概ね意見は一致した。
なお、適用することに否定的ではないが履行確保の課題を指摘する意見があった。

〔結論〕
以上の議論を踏まえれば、家事使用人の保護を巡っては、家事使用人に対する補償の必要性は高い。家事使用人への労働基準法の適用については、労働政策審議会労働条件分科会で別途議論がなされているところであるが、仮に労働基準法が家事使用人に適用される場合には、使用者である私家庭の私人は同法に定める災害補償責任も負うことが適当であり、労災保険法を強制適用することが適当と考える。
その際、労災保険法や徴収法を私家庭の私人に適用するに当たっては、履行確保の可能性、また私家庭の私人が負う保険関係の手続に係る事務負担の軽減も含めて、運用上の課題を検討することが必要である。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅰ　労災保険制度における適用関係について

3　暫定任意適用事業について

○　暫定任意適用事業である農林水産業の事業への適用について

〔意見概要〕
　現行の暫定任意適用事業については、強制適用すべきとの方向性については意見が一致したが、適用の課題とされてきた適用事業の把握や事業主の事務負担等の課題が解決される可能性がどの程度あるのかは検証することが必要との意見があった。

〔結論〕
　暫定任意適用事業については、労働実態を把握する手段も多様化していると考えられることや既に労災保険に加入している暫定任意適用事業をみても、重大事故が散見され（参考資料17頁参照）、保護の必要性が高まっているといえることを踏まえれば、農林水産省とも連携の上、順次、強制適用に向けた検討を進めることが適当と考える。
　ただし、その際、農林水産事業者の理解に加え、これまで適用上の課題とされてきた事業者の把握や、保険料の徴収上の課題がどの程度解決されつつあるのかの具体的な検証が必要であり、また、零細な事業主の事務負担の軽減等も十分に配慮する必要がある。この点、例えば、事業主と関係団体等との連携や協力の在り方等についての検討も含め、その実現可能性や実効性についても農林水産省の協力も得つつ、検討することが必要である。また、林業及び水産業についても農業と同様、課題の解決策を検証した上で検討を進める必要がある。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅰ　労災保険制度における適用関係について

4　特別加入制度について

○　災害防止に関して特別加入団体に期待する役割

〔意見概要〕
　特別加入団体に災害防止の取組を期待できるかとの点について、特別加入団体に一定の取組を期待し得るとの意見と特別加入団体の取組には限界があるとの意見に分かれた。
　また、何らかの役割を義務付けることについては、特別加入団体に災害防止措置を義務付けるべきとする意見や何らかのインセンティブによるべきとの意見があった。

〔結論〕
　上記のとおり特別加入団体の在り方について検討してきたが、特別加入団体が災害防止の取組を担うことができるのか、また、それを義務付けるべきかとの点については、本研究会において複数の意見が見られた。
　既に特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、災害防止のための教育の結果を厚生労働省に報告するとの要件が追加され、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会においても、委員より、他の団体にも同様の要件を課すことについて意見が示されている。今後、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

○　法令上に特別加入団体の要件や手続を明確化することについて

〔意見概要〕
　特別加入団体の承認要件について法令上に明記することについて積極的な意見があった。

〔結論〕
　以上の議論を踏まえ、特別加入団体の承認や取消しの要件については、特別加入団体の性質を明らかにする上でも法令上に明記しておくことが適当と考える。
　その際、承認の取消し（保険関係の消滅）に直結することは特別加入者に対して大きな影響をもたらすことから、承認の取消し等に先だって、改善を要求する等、段階的な手続を設けることが必要である。また、仮に、特別加入団体に災害防止措置に関わる役割や要件を求めるのであれば、法令的根拠を設けることが必要である。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

1　遺族（補償）等年金について

○　遺族（補償）等年金の趣旨・目的について

〔意見概要〕
遺族（補償）等年金の趣旨・目的について、本研究会において議論を行った。議論においては、「被扶養利益の喪失の填補」という概念が今日でも妥当するという意見があった一方、「被扶養利益の喪失の填補」は妥当しない、あるいは「被扶養利益の喪失の填補」以外の趣旨を見いだせるとの見解もあり、意見が分かれた。

〔結論〕
上記のとおり、遺族（補償）等年金の制度の趣旨・目的については、制度創設当初に謳われた「被扶養利益の喪失の填補」という概念に今日でも意義を見出せるという意見があった一方、遺族が自立するまでの期間を支える生活保障としての意義、労働者の死亡によってもたらされる永久的全部不能を補うものといった意見などの多角的な意見が示されたものの、遺族（補償）等年金の今日における趣旨・目的について、研究会として意見の一致には至らなかったことから、引き続き、専門的見地から議論を行う必要がある。

○　生計維持要件について

〔意見概要〕
現行の生計維持要件の取扱いについては、労災保険における「被扶養利益の喪失の填補」との趣旨の関係で不合理ではないとの意見、生計同一の意味を含む独自のものとして運用されているとの意見、また現行の取扱いが妥当なのか検討が必要ではないかとの見解もあり、意見は分かれた。

〔結論〕
上記のとおり、現在の要件やその運用を是認し得るとの意見と、現在の生計維持要件の運用について検証が必要との意見があり、喫緊の見直しをすることは要しないものの、家族や家計維持の在り方が多様化していることを踏まえれば、遺族（補償）等年金の制度趣旨の検討と合わせて、引き続き、専門的見地から議論を行う必要がある。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

1　遺族（補償）等年金について

○　労働基準法の遺族補償との関係について

〔意見概要〕
　遺族（補償）等年金と労働基準法の遺族補償との関係について、本研究会においては、労働基準法の遺族補償では配偶者は生計維持要件を問われずに第一順位者になることと比較して、労災保険法の遺族（補償）等年金の支給対象者は労働基準法の遺族補償の対象者よりも限定されており見直すべきではないかとの意見があったほか、労働基準法より労災保険法の補償の方が下回るべきではなく、両法の整合性を確保するべきとの意見があった。

〔結論〕
　以上の議論を考察すれば、現状では、労働基準法第84条に規定する事業主の災害補償責任の免除について、行政解釈では、労災保険給付と災害補償の関係性を、「労災保険法の保険給付は、その一部が労働基準法の労災補償と内容が異なっているが、それぞれ災害補償に相当するものとみなされている」としている。しかし、遺族（補償）等給付と遺族補償とでは、年金中心か一時金のみかという違いがあるだけでなく、遺族（補償）等年金の支給対象者が労働基準法の遺族補償の対象者よりも限定される場合があること等も踏まえれば、両者を「相当するもの」と位置付けることには疑問の余地もあろう。
　制定当初の労災保険法の遺族補償と労働基準法の遺族補償は、いずれも「労働者の死亡による当該労働者の損失の填補」を趣旨・目的とし、受給資格者の範囲・順位は同一であったところ、昭和40年法改正で労災保険法の遺族補償の年金化が図られた際に、遺族補償年金の趣旨・目的が「被扶養利益の喪失の填補」とされ、その受給資格は年金にふさわしいものに改められた一方で、労働基準法の災害補償の受給資格者の範囲・順位については据え置かれたとの経緯がある。
　このような状態が今日まで継続している理由は必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、今後、遺族（補償）等年金の制度趣旨を検証していく中で、労働基準法の遺族補償との関係についても、あわせて検討することが望ましい論点であり、引き続き、専門的見地から議論を行うことが必要である。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

1　遺族（補償）等年金について

○　夫と妻との支給要件の差異

〔意見概要〕
　現行の支給要件の差異については、本研究会の議論においては、遺族補償年金の創設当時から半世紀以上が経過し、男女の就労状況や家族の在り方が変化していることも踏まえ、解消すべきとの点で意見は一致した。
　また、具体的な支給要件の差異の解消方法については、妻には課せられず夫にのみ課せられた支給要件を撤廃することに親和性のある意見で概ね一致した。なお、少数意見としてこれに慎重な立場をとる意見もあった。

〔結論〕
　遺族（補償）等年金の在り方を考えるにあたっては、本来、制度の趣旨を踏まえることが前提であるが、本研究会においては遺族（補償）等年金の制度趣旨に関して一致した見解を得るには至らなかった。
　しかし、制度趣旨に関して、様々な意見があったが、そのいずれの考え方を採ったとしても、給付の要件に関して、遺族（補償）等年金における夫と妻との支給要件の差を設ける合理的理由を見出すことは困難であり、夫と妻の要件の差については解消することが適当と考える。
　また、その具体的な解消方法については、夫に課せられた支給要件を撤廃することが適当であるとの意見が大宗を占めた。なお、妻の支給要件を夫に合わせることも検討すべきという少数意見があったことに留意が必要である。
　将来的には、既に述べた遺族（補償）等年金の制度趣旨を踏まえた議論を行い、夫と妻以外の者に対する支給要件を含めた年金の支給対象者の範囲や給付期間の妥当性を含め、遺族（補償）等年金の制度全体の在り方について、専門的な見地から引き続き議論を行う必要がある。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

1　遺族（補償）等年金について

○　給付の期間について

〔意見概要〕
遺族（補償）等年金の制度趣旨を議論する過程において、現在の、遺族（補償）等年金の給付の期間の在り方についても議論があった。この点については現行の長期給付を維持することが現時点では適当とする意見で一致したが、中長期的には有期給付化を検討することが望ましいとの少数意見もあった。

〔結論〕
上記のとおり、遺族（補償）等年金の制度趣旨をどのように解するのかという点はあるが、給付の期間については、現行の長期給付を維持することが現時点では適当であると考える。ただし、中長期的には、公正な保護の検討に当たって有期給付化についても考慮要素の一つになりうるという少数意見があったことに留意が必要である。

○　特別加算について

〔意見概要〕
特別加算については、創設当時の考え方は現在では妥当せず、妻のみに加算を設ける合理性はないとの意見で一致した。
一方で、特別加算の具体的な在り方については、「配偶者と未成熟子に対して補償を充実することはあり得る」、「障害者への加算と合わせて考える必要がある」又は「遺族（補償）等年金の給付水準や加算が必要となる者の範囲についての議論が必要」といった様々な見解が示され、意見が分かれた。

〔結論〕
上記のとおり、特別加算の取扱いについては、昭和45年の創設時の考え方は現代では妥当しないという意見で一致したものの、特別加算による夫と妻の差の解消の具体的な方策については、対象範囲を配偶者以外にも広げるのか、障害を持つ遺族に加算することの意義をどう考えるのか、さらには年金本体給付の水準との関係をどう考えるのか、など将来の受給者に広い影響を与える事項であることから、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

2　遅発性疾病に係る保険給付の給付基礎日額について

ケース１：有害業務に従事した最終の事業場を退職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合

○　ケース１の場合の給付基礎日額の在り方について

〔意見概要〕

疾病の発症時の賃金（以下「発症時賃金」という。）を給付基礎日額の算定の基礎とすることを原則とし、その金額が疾病発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日以前３か月間の賃金（以下「ばく露時賃金」という。）に満たない場合にはばく露時賃金を給付基礎日額の算定の基礎とする方法について、労災保険の社会保障的性格や生活保障の観点から、発症時賃金を原則とすることが適当であるとの意見で概ね一致した。なお、労働基準法との関係からそのような方法には慎重な意見もあった。

なお、発症時賃金を基準に給付基礎日額を算定する方法が妥当との点では共通しつつも、それを原則とする考え方や発症時賃金がばく露時賃金に満たない場合にはばく露時賃金を給付基礎日額の算定の基礎とするとの点についても意見があった。

〔結論〕

上記のとおり、本ケースに対する給付基礎日額の考え方については、労災保険の社会保障的性格や生活保障の観点から、発症時賃金を原則とし、発症時賃金が、ばく露時賃金より低くなる場合は、例外的にばく露時賃金を用いることが適当であるとの意見が大宗を占めたところであるが、その後の働き方の違い等で給付基礎日額の扱いが異なるのは公平ではないという少数意見があったことにも留意が必要である。

なお、労災保険法が労働基準法における使用者の災害補償責任を担保し、事業主の補償負担の緩和を図るために設けられたことを踏まえれば、疾病の発症原因となった有害業務への従事が行われた最終事業場に対するメリット制の適用においては、被災労働者のばく露時賃金を基礎とした給付のみを加味することが適当と考える。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

2　遅発性疾病に係る保険給付の給付基礎日額について

ケース２：有害業務に従事した事業場を退職した後、就業していない期間に発症した場合

○　ケース２の場合の給付基礎日額の在り方について

〔意見概要〕
　退職後や離職中に発症した場合にばく露時賃金をもとに給付基礎日額を算定することについて適当又は許容し得るとの意見とともに、労災保険法が想定していない場面とも考えられることから、今後の議論が必要との意見があった。

〔結論〕
　上記のとおり、本ケースについては、労災保険法が想定していないケースとも考えられるという少数意見もあったが、労災保険法が使用者の災害補償責任を担保していることを踏まえれば、当面は現状を維持することが適当と考える。
　一方、今後、各種給付の制度趣旨を検討することとあわせて、本ケースにおける給付の在り方について再度検証することが望ましい。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

3　災害補償請求権、労災保険給付請求権に係る消滅時効について

○　現行の時効期間に見直しは必要か

〔意見概要〕

災害補償請求権及び労災保険給付請求権に係る消滅時効期間の見直しについては、請求手続自体が疾病の増悪を生じ得る場合には一定の配慮が必要であるとする意見があった一方、被害者の早期の権利実現を目指すべきであり、相談援助や周知等の運用改善で対応すべきとして見直しを前提としない意見もある等、その要否に関して意見が分かれた。

○　何らかの手当を行う場合に考え得る方法について

〔意見概要〕

仮に消滅時効期間を見直すとした場合の方策についても複数の意見が示されたところ、一定の特例を設けるべきとする意見と一律に期間を延長すべきとする意見とに分かれた。

○　他の社会保険と異なる労災保険特有の事情があると考えられるか

〔意見概要〕

労災保険に特有の事情を見出し得るという意見があった一方で、労災保険に特有の事情を見出し得ないとの見解もあり、意見が分かれた。

○　まとめ

〔結論〕

消滅時効期間の在り方に関しては、上記の論点について検討をしてきたが、いずれも委員の意見が分かれ、統一的な結論を得るには至らなかった。

消滅時効期間の在り方については、被災労働者の保護の観点から、これらの意見も踏まえて、労使を含めて更に議論を深める必要がある。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

4　社会復帰促進等事業について

○　社会復帰促進等事業の処分性について

〔意見概要〕
本研究会では、特別支給金も含めて処分性を認めることが適当との意見で一致した。

〔結論〕
したがって、本研究会としては、社復事業として実施される労働者やその家族に対する給付については、従来は処分性が認められなかった特別支給金も含めて処分性を認め、審査請求や取消訴訟の対象とすることが適当と考える。

○　特別支給金の保険給付化について

〔意見概要〕
特別支給金については、保険給付と一体的に給付されていることや補償の安定性を確保すべきであること、事業主の二重負担を是正すること等の観点から保険給付化することが望ましいとの意見が多かったが、一方、ボーナス特別支給金については算定上の課題を指摘する意見もあった。
同時に、保険給付化を行う際の制度設計上の課題を指摘する意見があった。

〔結論〕
特別支給金については、その果たしている機能や保険給付と一体として支給されている実態等を踏まえれば、これを保険給付として位置づけることにより補償の安定性を確保することに資すると考えられるが、これを保険給付として位置づけることで民事上の損害賠償の調整対象となり労働者側に不利となり得ることや、ボーナス特別支給金の算定が難しい等、保険給付化を行う際の具体的な課題も多いことから、専門的な見地から引き続き議論を行う必要がある。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅱ　労災保険制度における給付関係について

4　社会復帰促進等事業について

○　給付的な社復事業に係る不服申立てを労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とすることについて

〔意見概要〕
　国民のわかりやすさや手続の煩雑さを解消する観点から、社復事業として労働者やその家族に支給される給付についての不服申立ては、労審法の対象とすることが適当との意見で一致した。

〔結論〕
　以上の議論から、労働者等に対する給付的な社復事業に対する不服申立てについては、国民のわかりやすさや利便性の観点から、保険給付と同様に労審法の対象とすることが適当と考える。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅲ　労災保険制度における徴収関係について

1　メリット制

○　メリット制は今日でも意義・効果があるといえるか。

〔意見概要〕
　メリット制の効果については、様々な留保を前提とするとの意見はあるものの、一定の災害防止効果があることについて意見は概ね一致した。
　ただし、一部の委員からは効果については一定の留保を前提とするとした意見があった。

〔結論〕
　以上の議論から、本研究会としては、メリット制の効果については、様々な留保を前提とするとの意見はあるものの、一定の災害防止効果があり、また、事業主の負担の公平性の観点からもメリット制には一定の意義が認められるものと考える。また、労災かくしを助長するとの懸念についても、メリット制の意義を損なうほどの影響があるとは確認されなかった。
　このため、メリット制を存続させ適切に運用することが適当と考える。
　その際、今回の検証は初めての試みであり、今後も今回の検証において指摘のあった点も踏まえて、継続的に効果等を検証し、より効果的な制度となるよう必要な見直しを行うことが望まれる。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅲ　労災保険制度における徴収関係について

1　メリット制

○　メリット収支率の算定対象は妥当か。

①　脳・心臓疾患及び精神障害に係る保険給付の取扱いについて

〔意見概要〕

これらの疾病にかかる保険給付をメリット収支率の算定対象から除外する理由はないとする意見がある一方で、事業主が予防努力をしても業務上と認定される疾病に係る保険給付については、これをメリット収支率の算定対象とすることは公平性の観点や災害予防の観点から適当でないとの見解もあり、意見は分かれた。

②　高齢者や外国人労働者への給付の取扱いについて

〔意見概要〕

高齢者や障害者等の労働者への給付をメリット収支率の算定対象から除外することについては、除外すれば、災害予防行動が取られなくなる懸念等の理由から算定対象から除外するべきではないとの意見があった一方で、脆弱性のある労働者を雇用した使用者に結果的に重い保険料負担をさせることは公平性を欠く等の見解もあり、意見は分かれた。

外国人については、メリット収支率の算定対象から除外する理由はないとする意見で概ね一致した。

③　その他の論点

〔意見概要〕

また、その他、災害復旧の事業に係るメリット制の取扱いについても議論があった。このような事業についてもメリット収支率の算定対象から除外する特例を設けることに否定的な意見があった一方、このような事業をそのままメリット収支率の算定対象とすることの適否については検討の余地があるとの見解もあり意見は分かれた。

〔結論〕

以上のとおり、メリット制に一定の災害防止効果があることを前提として、事業主間の公平性の確保という観点から見れば、脳・心臓疾患や精神障害等の業務外の要因の寄与が大きい疾患に係る保険給付や高齢者や障害者といった脆弱性を抱える労働者への給付については、メリット制を通じて、事業主の保険料負担が重くなることは事業主間の公平に欠けるとして、メリット制の算定対象から除外することが適当との意見と、メリット制の算定対象からこれらの給付を除外することは、事業主のこれらの災害防止対策がなされなくなることが危惧され、適当でないとの意見等、様々な意見が示された。

本研究会としては、この点については、意見の一致をみることはなかった。引き続き、専門的な見地から議論を行うことが必要である。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書　概要

Ⅲ　労災保険制度における徴収関係について

2　労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について

○　支給決定（不支給決定）の事実を事業主に伝えることについて

〔意見概要〕

早期の災害防止を図る観点やメリット制適用事業主が保険料の認定処分の取消訴訟等において、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、保険料を負担する事業主に対して、支給・不支給の事実を知らせることは重要との点で意見は一致した。

〔結論〕

以上の議論を踏まえ、本研究会としては、労災保険給付の支給決定（不支給決定）の事実については、事業主が早期に災害防止に取り組む上で必要な情報であるとの点に加え、事業主の保険料負担が労働基準法の災害補償責任を基礎としている点、事業主が認定処分の取消訴訟等において、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、事業主に対して情報提供されることが適当と考える。

その際、被災労働者の個人情報の取扱いに留意しつつ、検討する必要がある。

○　メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険率の算定の基礎となった労災保険給付に関する情報を提供することについて

〔意見概要〕

メリット制の適用を受ける事業主に対して、労災保険給付に関する情報を提供することについて検討を行った。

この点については、メリット制の適用を受ける事業主が、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、事業主に対して保険料の前提となる事実を知らせることは重要との意見で一致した。ただし、労働者にとって機微な一定の情報については、慎重に取り扱うべきとの意見があった。

〔結論〕

以上の議論を踏まえ、本研究会としては、メリット制適用事業場の事業主に対して提供する労災保険率の決定の基礎となった保険給付に関する情報については、事業主が保険料の認定処分の取消訴訟等において、労災保険率の決定の基礎とされた労災保険給付の支給要件非該当性を主張するという手続保障の観点から、事業主に対して提供され、事業主自ら負担する保険料が何故増減したのかがわかる情報を知り得る仕組みが設けられることが適当と考える。

その際、提供する情報の範囲については、保険給付に関する情報には被災労働者に係る機微な情報を含み得ることに留意しつつ、検討する必要がある。